

告 示

埼玉県告示第六百五十六号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成三十年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田二丁目十四番十八号

二 委託契約締結日

平成三十年四月二日

三 委託期間

平成三十年四月二日から平成三十一年三月三十一日まで